

火災と民事裁判

[火災鑑定]

K3-0 2 2017.10/20

火災調査探偵団

火災鑑定の真価が問われる〈場〉として裁判がある。とりわけ、一般的な民事事件の裁判が、火災鑑定に対する様々な要素を包含していることから、ここで、事例を取り上げて検討する。

Fire and civil judgment

There is a judgment as an opportunity to see the real value of fire investigation. Among other things, since the common civil case judgment involves various elements of fire investigation, we will look at case examples here.

"Insurance claim appeal case, Hiroshima High Court 平成 27(ネ)201, Judgment on November 18, 2015. First instance Hiroshima District Court 平成 27(ワ) 1338, March 30, 2015."

1. 火災の概要

取り上げる裁判は、最近の裁判判例として、「保険金請求控訴事件、広島高裁平成 27(ネ)201 号、平成 27 年 11 月 18 日判決、一審広島地裁平成 23(ワ)1338 号平成 27 年 3 月 30 日(判例時報 2310 号)」 ⇒正確には、判例時報等により内容を確認してください。

- ★ 通常、この種(保険金請求)裁判は、地裁で原告が敗訴した場合、高裁で原告側勝訴の判決がでることは珍しい。なぜなら、被告人(保険会社)が不利(敗訴)とされる場合は、判決前に「和解」として処理されることが多く、高裁の“判決”に至らない。このため、結果として、判例検索ではモラルハザードとされる判決が多く出る。

火災事例

出火日時 平成 23 年 1 月 5 日午後 10 時 52 分頃

火災建物 鉄骨スレート葺 3 階建て(一部中 4 階)、建築 286 m²、延べ 817 m²
クリーニング工場、1 階タオル等のクリーニングと乾燥の作業場、2 階乾燥させた洗濯物を積んだかご台車(1.1m×0.8m×1.6m)の置き場、
3 階クリーニング済みのタオル等を畳んで結束する作業場。

焼損範囲 焼損床面積 528 m²、焼損表面積 74 m²。(2F,3F が焼損したものと思える)

出火個所 2 階東側作業場の中央付近

出火原因 消防の火災調査結果では、①天井配線の F ケーブルの短絡 ②エステオイルを含んだタオル類の自然発火 ③放火の 3 つが当該現場を考察して考えられる原因としたが、いずれも確証が得られないことから「不明」とした。

裁判は、原告(被保険者)が火災保険金の支払いを被告(保険会社)に求めた、訴え。(以下、便宜上、原告(被災者、控訴人)をA、被告人(保険会社、被控訴人)をBとする。)

2. 地裁判決(概略のみ)

① F ケーブルの短絡は、焼損物(タオル)を取り除いた下から発見されている。絶縁劣化の経緯が起こる条件が見当らず、たまたま経年劣化して短絡するに至ったとは考えにくい。また、電気保安検査の点検は異常なしとなっている。

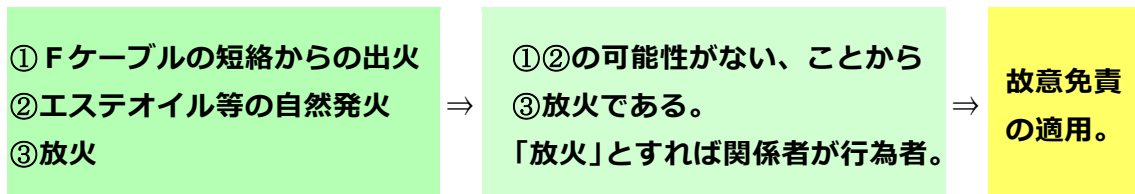
② 自然発火は、気温 5℃で低い外気温からして自然発火する条件が厳しい。

③ ①と②が否定されること、保険金が得られることにより経営的に好転することが期待される。屋内消火栓未設置等の消防法に違反しており、改修する必要性があったこと。工場には関係者以外の立ち入りが難しく、また2階であること。

これらのことから、「A等による放火」とされた。

判決は、保険金請求について「故意免責」の適用によりA(原告)が敗訴となった。

このよう図式となる。



しかし、この判決文には、「火災の実態」を踏まえていない内容が散見される。

(1) 焼損結果と出火原因を、直に結びつけている。

この判決の中でも奇異な表現として①②ともに、「発火源が燻焼して発火する性質がある」ことを逆手にとって「・・・出火地点は極めて高温の火力で一気に焼燬されることが窺われるから・・・」として①②を否定している。しかし、この表現が正しいとすると、例えばホテルニュージャパンの火災現場真を見て、「火災現場は高温の火力と認められるから・・・、これは放火です」と言うに等しいが、このホテル火災は「たばこが出火原因」である。

出火原因が燻焼する出火経過をすること(火災調査教本等に記載されている)と、焼損した現場状況と結びつけることは、火災鑑定からすれば「デタラメな思考」と言えるが、しばしば裁判の判決で援用される傾向がある。

つまり、焼けた結果としての建物全体の焼損状況から、「出火原因」を推定する陳腐な論理を用いていることとなり、まともな判決文と言えない。

(2) 安易な実験結果に寄りかかった先入観

①の出火原因を否定するために行った陳腐な実験結果を引用して「・・・Fケーブルは短絡させるとブレーカが直ちに作動する。・・・Fケーブルにタオルを接触させ短

絡しても着火しない・・・」として、Fケーブルの短絡出火を否定している。しかし、これが原理原則とされるものなら、巷に、Fケーブルの短絡による火災事例は全くなくなることとなってしまいが、そのようなことはない。

実験結果は記載されていないので不明ではあるが、外的要因によりFケーブルを短絡させるとブレーカ(NFB)は作動する。それはコード短絡時のブレーカの挙動とは大きな違いではある。だからと言って、Fケーブルの短絡火災は、ブレーカによって阻止されるものでもない。Fケーブルは、芯線とそれを囲む樹脂とさらに、それらの電線を包む樹脂の二重に保護されている。このため容易に短絡は生じなし、外的要因で傷をつけて短絡させることもよほどの力を加えないできない安全性の高いケーブルである。このような品質の物が、「短絡」により火災が起きるには、釘やサドル等が影響して、電線を包む樹脂が劣化して絶縁性が無くなり、さらに、対極の電線の樹脂をも劣化させることによって両極間で微小なトラッキングから進展して「短絡」へと進む。このため、Fケーブルのその部分は、出火前にはほとんど炭化状態に近いまでに至って、その上で「短絡」し出火しているのであり、その時点でのブレーカの作動は短絡を阻止しえないことがある。火災事例としてはそのような要因でFケーブルから出火している

また、短絡痕はタオル等布類であれば着火する。これは、電気溶接の火花をタオル上に散らすような状態による出火機構と考えるとイメージしやすい。しかし、この電気溶接の火花による着火においても「実験では容易に燃え上がらない」ものである。それほどに実際の火災を実験だけで推し量ることは「偶発的事象とその再発性が同等である」ことを前提としなければ成り立たない事象となる。

人（裁判官、学者等）によっては、分厚く、一見詳細でかつ大学の先生の名前がある「実験結果報告書」を出されると、これを引用したくなるのも道理ではある。それほどに、火災鑑定とは、雑音に惑わされる分野であり、引用文献の内容に沿って、吟味検討が不十分なまま判断をしたくなるものである。

②では、「・・・エステを含んだ 40℃のタオルを**外気温** 40℃から 50℃の状態において保管しても、約 30 時間後に中心が 250℃から 300℃に達するにすぎないというのであるから、・・・発火する条件はかなり限られる・・・」と記載されているが、「外気温が 40℃の環境」がもともと自然界ではあり得ないことからすれば、この文意は始めからあらゆる自然発火を否定しているようなものとなっている。

恒温槽を用いて、実験的に行う時のエステオイルの熱変化の実験データと思われるが、自然発火としての意味あるデータとは言えない。そして、判決では「・・・外気温が低いのでオイルが**気化する**ことはありえない・・・」と否定材料としている。

さらに、「NITE で計上されていない」ことを否定材料としているが、クリーニング店の火災全てを統計分析している機関（組織）でない機関で、信用度に問題があるのに判決文の補強資料として引用している。例えば、全国消防の一つでしかない東京消防庁でも平成 20 年から 5 年間でエステオイルのタオル等の出火火災が 26 件あつ

たことを公表している。また、エステオイルによる自然発火の火災は「乾燥機内」に限って出火しているものでないことは幾つかの事例があり、だからこそ、延焼火災としての危険性が報道機関に提供されている。

(3) 放火の動機を経営環境の悪化による保険金詐欺に結び付ける単純な図式

この経営状態に対する判断は、裁判官の判断領域なので除外する。

しかし、「放火」と判断するとしても、その手口等に関する考察があり得るのではないかと思うが、ここでは特にそのような考察が「ない」ように思える。

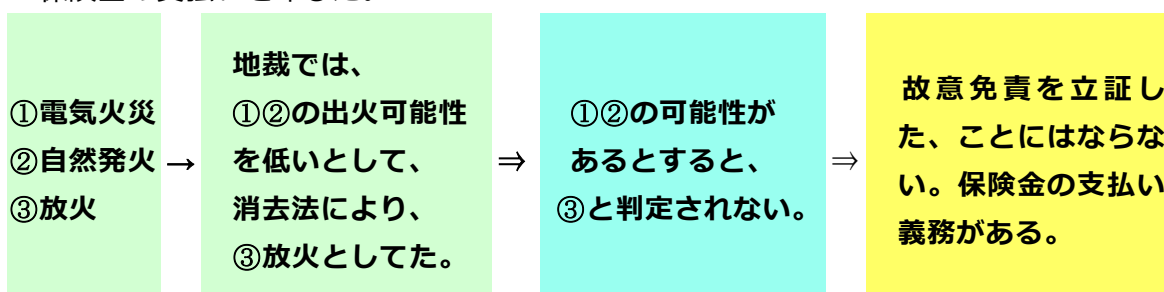
2階の出火箇所から消防による油反応は検出されていない、とすると、どのような手口なのだろうか、また、なぜ、1階でなく、2階なのか。

民事裁判であることからすれば、犯行の手口まで立証することは不可能とされているが、普通に考えると、機械類が多く出火要因があり、燃えると広がりやすい1階を選ぶと思われる。また、工場と自宅が近接していることからすれば自宅への延焼も考慮されると、なぜ自分の自宅への延焼危険を承知したうえで「放火」なのかと、考えられる。さらに、消防違反も立入検査結果書の通知だけで、警告や命令でもないことや屋内消火栓基準が700㎡なので工場一部を切り離すことや内装規制による倍読み規定の適用など法令違反を回避する選択肢はあり得ることであり、その意味では確たる金銭目的とする放火の動機に乏しい。

そのようなことからすれば、経営状態の悪化と言う見込みだけで「放火」を出火原因としている構成のように見られる。

3. 高裁判決(地裁判決の8ヶ月後)

高裁判決は、①電気からの火災、と②自然発火の火災は、いずれも否定されるものではなく、また、①②が否定されたとしても消去法により「Aの放火」とするには、十分な立証がなされた、とは言えない、として、原判決を否定し、Bの敗訴として、保険金の支払いを命じた。



(1) 出火点の複数説

控訴審で、否定されている中で、Bの「出火点が複数ある」としているところがある。出火点が複数あれば、それは「放火しかありえない」このことから、「複数の出火点」説をBが提出することがままあるが、これが、墓穴となることがある。

なぜなら、出火個所の判定に対する**考察力が貧弱**で、かつ、あいまいな中で、出火原因＝**放火**を力説するためだけに提起している理窟であり、その根拠も多くは「助燃剤が検出された」ことなど一方的な理由が多い。

この判決では「複数の出火個所」のBの意見は退けられている。

消防の作成する原因判定書の中で、現場見分調書から引用した出火個所の判定を覆して「複数の出火箇所」を説明するには、消防の調査員以上の「教育と訓練」を受け、十分な焼損の強弱と焼けの方向性を説明する**力量**が問われることであり、難しいことと言える。

しかし、地裁判決の中には、しばしばこの手の陥穽（落とし穴）に落ちている事例もあるとように思われる。

（２）放火の動機を金銭面だけに依存する筋立て

人が建物に放火するには、何らかの動機が必要となる。それを金銭面だけしかないとする、その金銭に匹敵する「放火犯罪者（現住建造物放火罪）の罪」に引き換えられるものでなければならないことになる。

高裁判決では、「・・・本件火災当時、Aが放火により保険金を取得する動機を有していたとは認めるに足りない。」とされ、この文意により地裁判決の主要部分が覆り、判決が否定されたと言える。

（３）放火以外の出火の可能性を合理的に否定しえるのか。

高裁判決では、念のために①と②の出火原因の可能性を説明している。

既に指摘したように地裁判決は、火災原因の立証としては貧弱な説明となっていた。このため、高裁判決では、地裁の説明を否定することにより①と②の出火原因の可能性を引出している。

①ではFケーブルの短絡として、その要因となるケーブルの劣化がありうることであり、その意味で短絡することも有り得るとし、実験報告書はある条件だけのもので、それ持って出火の可能性を否定できないとしている。

②では、多量の洗濯物の中でアロマオイルの含有を否定できないことから自然発火の可能性も否定できないとしている。

これらの高裁判決だけを見ると地裁段階での判決は、どこまで精緻に立証しなければならぬものなのかと？と、考える人も出てくると思う。しかし、前2で記載したように、地裁判決には「火災の実態」とズレている内容が判断要素となっていることから、判定が変更されたと思われる。

4. まとめ “立証条件”が変化したのか？

地裁における判断は、本件火災の出火原因①②③のいずれにも可能性があり、かつ、防の火災調査書に個々の原因に対する十分な説明がなされていないことから、それら

の出火機構や延焼拡大に関する理解を不足させたまま出火原因を判断している。そして、出火原因の判断要素を「偶発的なもの」と見なさないで、**説明の筋建てが容易な「必然的なもの」とした**ことから、経営難を取り上げて放火動機の要因とし、火災の全体像が説明し得るとして判断したと考えられる。

高裁では、まず、地裁判断の主たる要因の「経営難」が放火犯罪者の罪に匹敵するものではなく、巷の工場経営などではどこにも見られる程度の経営状態である、との一般常識から出発して見直すと、否定された出火原因の①②の判断内容が曖昧であるとなり、**消去法的**な出火原因の判断によりたどり着く③の結論にはムリがあるとされたと思える。

では、「出火原因を消去法以外の演繹法により見出す」ことが可能なのか、と言うと、それは行為者が供述により出火に至る内容を説明するケース以外には難しい。つまり、火災の出火原因は、やはり「消去法」の論理でしかないと思える。燃えてしまった現場は、まさに証拠の隠滅そのものであり様々な周囲の状況から最も妥当とされる原因に行きつくことしかない。その意味では、今回の高裁判断は、従来の火災保険金詐欺の火災事件に関する民事裁判の筋立てを変更させたものではなく、火災保険制度がそもそも「火災」と言う偶発的事象のリスクを避けるためのものであり、その本旨からは出火原因の偶発性を十分に吟味検討した上で、故意免責を適用されるものであると判断したと思う。(判例タイムズ 1161「保険金請求訴訟の研究」)

それは、故意免責に関わる論理構成を厳しくしたものとは思えない、論理構成の個々の要因を妥当性のある内容で説明し得るものを求めただけと言える。地裁判決文の全文を入手することはできないので、雑誌掲載の文章だけから見た限りでは、出火原因の検討材料が一方的な意見や実験結果に偏って構成されているように見られ、その延長線上の保険金詐欺放火は少し無理強い判断であるような内容となったと思える。

5. 追記(原因の考察)

この火災現場で出火原因が推定されうるか？

このままこの頁を閉じてもいいが、消防の火災調査員向けの参考として、この火災の原因を考えてみる。

(1) 出火個所は、消防判定書どおり、鉄骨のゆがみと附近の焼損状況を見分して、判定している東側作業所中央部付近となる。

この判断は、現場調査を実施する消防機関の力量からも間違いはないと思う。

(2) 出火原因

出火原因の①②③を検討する。

③**放火**は高裁で否定したことから除外する。

①**電気火災**は、Fケーブルが天井の梁に沿って配線されたものであり、その東側作業所洗濯物を保管するだけの置き場とすると、Fケーブル配線にストレスがかかる要因が少なく、劣化することもないと言える。また、床面近くから発見されて

いる短絡痕であれば、短絡痕の落下付近に着火物が見出しにくいことからすれば、短絡により可燃物が着火し出火し、延焼拡大要因した可能性が少なく、出火原因とはなり得ない。

つまり、その場所が出火個所であることを示す証拠物に留まるものであり、いわゆる二次痕となり、出火原因からは否定される。

②自然発火の可能性について考える。

当日の天気を Web 検索すると、広島は曇り空、最高気温 8.5℃、最低気温 -0.1℃と寒く、広島としてはかなりの寒さとなる。このような天気環境であれば、クリーニング作業で、完全乾燥をするのには、通常の作業と異なりムリな工程をする必要があったのではないかと思える。通常温度より高めの温度乾燥又は長時間乾燥していると考えれば、その中で作業が遅れがちとなり、十分な除熱がなされないうで、巨大なカゴに 1m 以上積み上げて保管することがなされることも有りうる。

アロマオイル含有の高温処理の洗濯物を大量に積み上げた状態は、自然発火は起こり得るし、それが時季的要因と重なった偶発性を生んだとも考えられる。

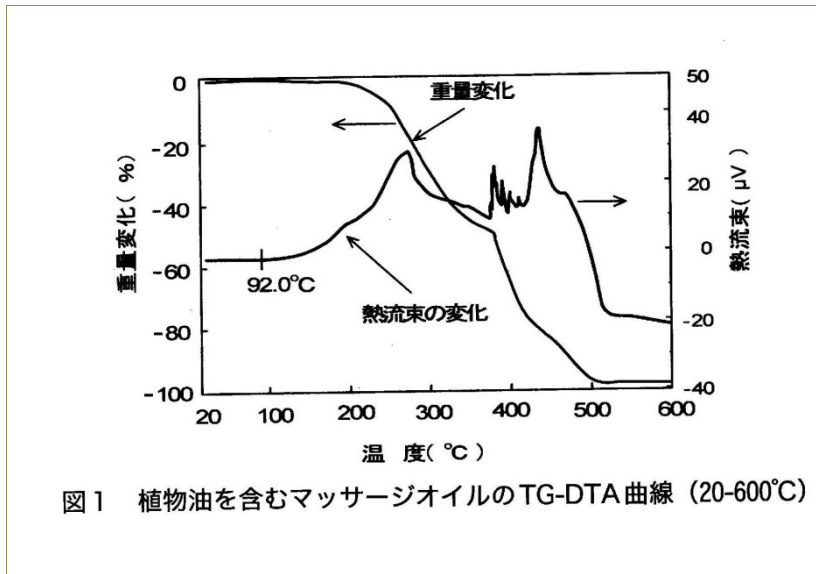


図1のグラフは、エステオイルのTG-DTA（熱重量/示差熱量分析）である、これによれば、エステオイルは92℃を超えると自然に分解して発熱反応を開始する。当日のスチーム乾燥の温度が92℃を超え、除熱が不十分な状態で大量に積み上げると徐々に発熱して、自然発火する条件に合致する。出火個所付近の見分と一致していれば、さらに補強されるものと思う。

当日の作業工程を見直して、どのような工程、乾燥温度、乾燥済み洗濯物の管理方法などの工程を精査していれば、或いは原因究明の糸口を得られ、あえて裁判により長期間の争いとはならなかったのではないかとも思う。

工場や作業場の火災調査(火災鑑定)は、「**普段と異なる作業をしていないか**、を聞き出す」ことにあるとされている。

[以上]

Y.Kitamura